

## 土木学会令和3年度全国大会運営業務委託説明書

### 1. 業務の概要

#### 1) 業務の目的

本業務は、東海大学（湘南キャンパス）で開催する「土木学会令和3年度全国大会」の運営等を行う業務である。

#### 2) 特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

『開催校及び周辺地域の特性を考慮した大会の演出について』

#### 3) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結日の翌日から令和3年12月23日まで

（土木学会全国大会開催は令和3年9月8日（水）～10日（金）の3日間）

#### 4) その他

- (1) 企画提案は工学系の学会運営の同種業務の経験を活かしたものであること。
- (2) 参考として、過去数年の大会の委託費は大よそ600～1,500万円である。
- (3) 本業務の契約書（案）及び仕様書は、別添のとおりである。

### 2. 業務実施上の条件（参加資格要件等）

#### 1) 参加資格

##### (1) 基本的要件

企画提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- [1] 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- [2] 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。
- [3] 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- [4] 企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）。なお、本業務に参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を、企画提案書の提出者として選定しない。

### 3. 担当部局

〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 SANOU BLD.5F

公益社団法人土木学会関東支部.

TEL : (03)3358-6620 FAX : (03)3358-6623

#### 4. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

##### 1) 企画提案書作成上の基本事項

企画提案書は、企画・運營業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

##### 2) 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は、別添（様式－１～３ A4判）に示すとおりである。なお、文字のサイズは10ポイント程度とする。

##### 3) 企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	・業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。 ・記載様式は任意様式とし、A4判10枚以内に記載する。
特定テーマに対する企画提案	・本説明書の業務内容に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・記載様式は様式－２とし、1テーマにつきA4判1枚以内に記載する。
参考見積	・本業務に係る参考見積を提出すること。 ・参考見積は、提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。 なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する場合がある。 ・記載様式は特に定めないが、A4判1枚以内に記載する。
その他	・本説明書に対する意見、仕様書（案）等に示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。 ・記載様式は様式－３とし、A4判1枚以内に記載する。

##### 4) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

##### 5) 企画提案書の非特定事項

企画提案書の記載内容において、次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

- ・ 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
- ・ 業務目的に反する記述や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・ 実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られない。

#### 5. 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限

- 1) 企画提案書を提出する場合は、配布された様式に従い作成すること。

2) 企画提案書は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）によること。なお、これらの方法以外で提出した企画提案書については無効とする。

(1) 受付期間：令和元年12月20日から令和2年1月24日までの閉所日を除く、午前9時00分から午後5時00分まで。

(2) 提出先：3. に同じ。

(3) 提出方法：

- ・ 規定の枚数程度とすること。なお、提出部数は1部とする。
- ・ 特定された場合は、その提案内容に基づき実施するものとする。

## 6. 企画提案書を特定するための評価基準

1) 企画提案書の評価項目、判断基準及び評価のウェイトは以下のとおりである。ただし、ヒアリング、実施方針、特定テーマに関する企画提案については、絶対評価を予定しているが、絶対評価ができない場合は、相対評価となる場合がある。

【1）実施方針について】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	
		判断基準	書面	ヒアリング
実施方針・実施フロー・工程表・その他	実業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	2 0	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	1 0	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	1 0	
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位にする。	1 0	
小計			5 0	

【2）特定テーマについて】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト		
		判断基準	書面	ヒアリング	
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ	的確性	会場、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	1 0	
		着眼点、問題点及び解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって、有効性が高い場合に優位に評価する。	1 0		
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	1 0		
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。類似実績がある場合、学会名・イベント名や規模、運営上の工夫例も示すこと。	1 0		
	独創性	過去の土木学会全国大会や全国の類似イベントを参考として、実現性の高い独創的な提案がある場合に優位に評価する。	1 0		
小計			5 0		

合計			1 0 0	
----	--	--	-------	--

## 7. ヒアリング

- 1) 以下のとおりヒアリングを実施する。

- (1) 実施場所：

〒160-0017 東京都新宿区左門町 6-17 SANOU BLD.5F

公益社団法人土木学会関東支部.

TEL : (03)3358-6620 FAX : (03)3358-6623

- (2) 実施予定日時：令和2年2月13日（木）

- (3) 対象者：配置予定担当者

- 2) ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。
- 3) ヒアリング時における追加資料は受理しない。
- 4) 企画提案書の提出者が1者となった場合は、ヒアリングの実施を省略する場合がある。なお、ヒアリングの実施を省略する場合は別途連絡するものとし、書面のみを評価するものとする。
- 5) ヒアリングに出席しない場合は、ヒアリングに関する評価項目（書面も含む）は0点とする。
- 6) ヒアリングについて、対象者補助・書記等を鑑み、1)（3）の対象者以外に、1名の出席について妨げないものとする。
- 7) やむを得ない理由により、配置予定担当者がヒアリングに出席できない場合については、企業の代表の出席を認める場合がある。

## 8. 特定に関する事項

- 1) 企画提案書を特定した者に対しては、書面により通知する。
- 2) 特定日については、下記のとおり予定している。

特定予定日：令和2年3月中旬予定

## 9. 契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により契約書を作成するものとする。

## 10. 支払条件

前金払 無

部分払 無

## 11. 関連情報を入手するための照会窓口

3.に同じ。

## 12. その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 企画提案書の作成、提出、ヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とする。
- 4) 企画提案書の取扱い
  - ① 提出された企画提案書については、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

- ② 提出された企画提案書は、返却しない。
- ③ 提出された企画提案書は、選定及び特定以外に提出者に無断で使用しない。
- 5) 企画提案書の提出後においては、原則として、企画提案書に記載された内容の変更を認めない。
- 6) 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書を作成するために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。